

「WIT (Work & Women In Innovation Summit) 2018 宮城」 開催業務 企画提案募集要領

「WIT (Work & Women In Innovation Summit) 2018 宮城」開催業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により優れた提案及び実施能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第1 募集事項

- 1 業務名
「WIT (Work & Women In Innovation Summit) 2018 宮城」開催業務
- 2 業務内容
「WIT (Work & Women In Innovation Summit) 2018 宮城」開催業務
業務仕様書」のとおり
- 3 契約期間
契約締結の日から平成31年2月末日まで
- 4 委託上限額
本業務における委託予定額の上限は20,000,000円（税込）とする。
ただし、上限額での契約を保証するものではない。

第2 応募資格

- 1 企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）各号に該当する者でないこと。
 - (2) 宮城県内に活動拠点（本支店、営業所等）を有している法人であること。
 - (3) この事業の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
 - (4) 宮城県県税並びに消費税及び地方消費税を滞納する者でないこと。
 - (5) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当する者でないこと。
 - (6) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当する者でないこと。
 - (7) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当する者でないこと。
 - (8) 本事業の仕様書で定める業務を十分に遂行する能力を有すること。
- 2 上記1を満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が上記1を満たさなければならない。
また、宮城県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の参加者については、代表者との委託契約（宮城県との関係性においては再委託に該当）により業務を行うこと。その場合においては、本業務全体の進行管理及びとりまとめ等は代表者の責任において行うものとする。
- 3 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできない。

第3 スケジュール（予定を含む）

1	企画提案募集開始	4月13日（金）
2	企画提案書作成等に関する質問受付期限	4月23日（月）
3	企画提案書作成等に関する質問への回答期限	4月26日（木）
4	企画提案への参加申込期限	5月2日（水）
5	企画提案書の提出期限	5月14日（月）
6	企画提案書の選考	5月23日（水）
7	選考結果の通知（予定）	5月25日（金）

※各期限における時刻は第4に記載のとおり。

第4 応募手続

1 提出書類

- (1) 企画提案参加申込書（様式第2号）・・・ 1部
- (2) 企画提案書（様式第3号）・・・・・・・ 10部
- (3) 企画提案書補足資料（任意様式）・・・・ 10部
 - ・A4判，片面印刷，横書き，表紙と目次を除き20頁以内，頁番号記載，カラー／モノクロどちらでも可。
 - ・企画提案書補足資料に記載する項目の順序は，企画提案書（様式第3号）の第3の順序に合わせること。
- (4) 宣誓書（様式第4号）・・・・・・・ 1部
- (5) 業務経費積算書（様式第5号）・・・・ 10部
- (6) 実績説明書（様式第6号）・・・・・・・ 10部
 - ・これまでに実施した同種業務について，代表的なものを記載すること。記載内容を証明する資料として，契約書の写しや業務報告書等を添付すること。
- (7) 共同提案構成書（様式第8号）・・・・ 10部（共同提案の場合提出）
- (8) 委任状（様式第9号）・・・・・・・ 各1部（共同提案の場合提出）

2 提出期限

- (1) 企画提案参加申込書，宣誓書，共同提案構成書，委任状
平成30年5月2日（水）午後3時 必着
- (2) (1) 以外の提出書類 平成30年5月14日（月）午後3時 必着

3 提出方法

郵送又は持参とする。

4 提出先

宮城県環境生活部共同参画社会推進課男女共同参画推進班
〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
電 話 022-211-2568

5 提出後の変更，取り下げ等

提出された書類について，提出後の差し替え，変更及び取り消しは認めない。また，提出された書類は返却しない。

企画提案を提出後に取り下げの場合は，速やかに取下願（様式第7号）を提出すること。取下願の提出があっても，既に提出された書類は返却しない。

6 本業務に関する質問の受付

本業務に関する質問は，質問書（様式第1号）により受け付ける。口頭及び電話による質問については応じない。

- (1) 提出期限
平成30年4月23日（月）午後3時 必着
 - (2) 提出方法
電子メールとし、件名を「WIT2018宮城」開催業務 企画提案に関する質問
とすること。
 - (3) 提出先
宮城県環境生活部共同参画社会推進課男女共同参画推進班
E-mail danjyo@pref.miyagi.lg.jp
 - (4) 質問への回答
質問に対する回答は、平成30年4月26日（木）午後5時までに宮城県環境生活部
共同参画社会推進課ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の
具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ電子メールで回
答する。
また、質問の内容によっては、回答しないこともある。
- 7 その他
企画提案の提出後、内容について説明を求めることがある。

第5 評価・選定方法

1 業務委託候補者の選考方法

宮城県が設置する選定委員会において、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、各委員の評価点の平均が満点の6割以上となった事業者のうち最高点をつけた委員数が多い提案者から順に順位を決定し、候補者と次点者を選定する。

なお、採点の結果、最高点をつけた委員が同数いる場合は、各委員の評価点を合計した点数が最も高い者を選定し、それでもなお同点の提案者がいる場合は、提出した見積書の金額が最も少額である者を選定する。

2 選考

- (1) 実施日 平成30年5月23日（水）
- (2) 実施会場 宮城県行政庁舎13階 環境生活部会議室
（宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号）
- (3) 実施方法
 - イ 出席者は1提案につき3名以内とする。
 - ロ 1応募者あたりの持ち時間は30分程度（説明20分程度、質疑応答10分程度）とし、後日連絡する時間配分・時間割により行うものとする。
 - ハ 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は原則として認めない。
 - ニ プロジェクター等の使用を希望する場合は、企画提案書を提出する際に申し出ること。なお、この場合は、パソコンはプレゼンテーションを行う者が用意すること。
- (4) 応募者が多数の場合の取扱
応募者が4者を超えた場合は、プレゼンテーション審査に先立ち、書類審査により上位4者程度を選定する。
- (5) 選考結果の通知
審査終了後は、速やかに全ての企画提案者に審査結果を通知する。
なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。
- (6) 選考結果の公表
審査終了後、全ての企画提案者の名称及び評価点等を公表する。
ただし、選定された業務委託候補者以外は、個別の評価点が特定できないよう配慮する。

第6 評価基準・配点

選定委員会は、次の審査項目・評価基準により評価を行う。

審査項目	配点合計	評価項目	評価基準	配点
企画全般	20	業務理解度	・業務の目的を的確に把握している提案となっているか。	10
		実施手順	・業務の実施手順と業務量が適切に把握されているか。 ・開催までのスケジュール管理及び人員配置も適切に考えられているか。	10
提案内容	60	出演者等	・出演者等の選定理由が明確であり、かつ業務目的に合致しているか。 ・出演交渉等を実施できる十分な体制となっているか。 ・県内の企業・NPO・大学等と連携しているか。	20
		広報等	・効果的、効率的な広報により十分な集客が見込まれるか。 ・参加者が参加しやすいサイトの構成となっているか。	10
		独創性	・内容や進行等で独自の工夫や提案等がされているか。	10
		実現性	・提案内容は具体的かつ実現可能性があるか。	10
		経済性	・積算単価や数量は妥当なものであるか。 ・提案内容との整合性はあるか。	10
遂行能力	20	組織としての経歴・実績	・企業及び予定担当者に業務を遂行できる経歴が確認できるか。	10
		対応力	・企画提案の内容を遂行できる体制及び能力が備わっているか。 ・業務の履行に際し、関係者等との調整や不測の事態等に対応できる体制を有しているか。	10

第7 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

- (1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合
- (2) 本募集要領等に従っていない場合
- (3) 第5に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合
- (4) 同一の応募者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- (5) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
 - ・参加者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならないこと。
 - ・参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容についていかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならないこと。
 - ・参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはならないこと。
 - ・参加者が連合し、又は不穏な行動をとる等の場合において、企画コンペを公正に執行

することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案には参加させず、又は執行を延期し、若しくは取りやめることがあること。

- (6) 民法（明治20年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合

第8 提案者が1者又はない場合の取扱い

企画提案者が1者のみであったとき、各委員の評価点の平均が満点の6割以上となった場合に、業務委託候補者として選定する。

提案者が無い場合は、再度企画提案者を募集する。

第9 その他必要な事項

その他

- (1) 企画提案書の取扱

提出された提案書は、原則として返却しない。

- (2) 提出後の変更

提出された書類は、原則として提出後の差し替え、変更及び取り消しは認めない。

- (3) 企画提案に要する費用は、すべて提案者の負担とする。

- (4) 本業務により得られた成果は、全て県に帰属するものとする。

- (5) 委託業務の実施に際して、企画提案内容をそのまま実施することを約束するものではなく、選定後に、候補者と県は、企画提案の内容を基にして、業務履行に必要な具体の履行条件等の協議・調整を行う。この協議・調整が整ったときには、契約締結に向けての手続きに進む。（協議・調整した内容に基づき改めて見積書を提出いただいた上で、随意契約を締結することとなる。）

なお、候補者との協議・調整が整わない場合、候補者が辞退した場合、候補者決定後に候補者が欠格事項に該当した場合は、次点者に選定された者が改めて県と協議・調整を行う。